

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認大分地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

国民年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

国民年金関係 2件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年5月から55年3月まで

私は、昭和54年5月に会社を辞めA町に帰郷した。国民健康保険の加入手続を行った際、A町職員から「国民年金に加入しなければ、国民健康保険証の発行はできない。」と言われたので、国民年金の加入手続をし、父親が私の国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金の未加入期間となっており、国民年金保険料の納付記録が確認できないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は11か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について国民年金保険料の未納は無い。

また、申立人は、申立期間以外の厚生年金保険と国民年金との切替手続を適切に行っている上、平成14年8月から21年3月までの国民年金保険料を前納しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、役場の職員とのやりとりなど申立期間に係る国民年金加入手続の際の状況を具体的に記憶しているほか、申立人の申立期間以前の国民年金加入期間のうち、A町居住期間中は申立人の父親が国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人がA町に居住していたことが確認できる昭和46年2月から48年2月までの国民年金保険料は納付されており、申立人が申立期間の国民年金加入手続を行った上で、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとの主張に不合理な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から61年3月まで

私は、昭和51年に国民年金に加入して以降、厚生年金保険加入期間を除き、すべて国民年金保険料を納付してきたと思っている。夫は平成13年まで警察官だったので、私の国民年金は任意加入だったが、途中で任意加入を辞めた記憶は無いし、辞める必要もなかったのに、申立期間が未加入にされているのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年11月に国民年金に任意加入して以降の国民年金保険料をすべて納付しており、国民年金保険料納付済期間には前納期間も含まれる上、厚生年金保険と国民年金との切替手続も適切に行っており、国民年金制度への理解も深く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立期間前後を通じて、申立人の夫は地方公務員であり申立人の経済状態に大きな変化は認められないこと、及び申立人が居住していたA市では、申立期間当時、3か月単位の現年度納付書を発行しており、申立人の経済状態も踏まえると、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料について、同年1月分のみ納付し、あえて同年2月に国民年金被保険者資格の喪失手続をするのは不自然であることから、申立期間に係る国民年金任意加入被保険者資格の喪失手続を行った記憶は無いとの申立人の主張は確からしいと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 大分国民年金 事案 494

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年11月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年11月から48年3月まで

昭和47年11月にA市で国民年金の任意加入手続をして、送付されてきた納付書で国民年金保険料を一括納付したにもかかわらず、同年11月から48年3月までの納付事実が確認できないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無く、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人が所持する国民年金手帳の記録等から、昭和47年11月7日を資格取得日として同年同月に国民年金に任意加入していることが確認できる上、申立期間直後の48年4月から厚生年金保険被保険者となる56年9月までの国民年金保険料は納付されていることから、申立人が、国民年金に任意加入した当初の申立期間に係る国民年金保険料を、あえて納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、当初、未納とされていたものを、平成19年10月16日、社会保険事務所が申立人の年金手帳に貼付されていた領収書に基づき納付と記録訂正しており、当時の行政側の記録管理が不適切であったことが認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月及び同年3月  
父親から、私が20歳のころからの国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間である上、申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親及び母親は、国民年金制度発足時から60歳到達時までの国民年金加入期間について、申立期間も含めて国民年金保険料を完納しており、申立人家族の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人が国民年金に加入した時期は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者資格取得日から、昭和44年4月ごろと推認できるところ、この時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である上、社会保険庁のオンライン記録から、申立期間直後の42年4月以降の国民年金保険料も過年度納付されていることが推認でき、申立人の父親は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から52年3月まで

私は、昭和47年3月ごろに国民年金に加入し、妻が婦人会を通じて国民年金保険料の納付を続けてきたにもかかわらず、同年3月から52年3月までの国民年金保険料が未納になっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人の妻は、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続の状況や納付したとする国民年金保険料額などについての記憶が曖昧であり、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金加入手続がなされた時期は、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録等から、昭和52年6月であることが確認できるところ、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間以外にも未納期間が散見される上、申立期間は61か月と比較的長期間であるとともに、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の妻も当該期間については未納となっており、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月から52年3月まで  
私は、昭和47年3月ごろに国民年金に加入し、婦人会を通じて国民年金保険料の納付を続けてきたにもかかわらず、同年3月から52年3月までの国民年金保険料が未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続の状況や納付したとする国民年金保険料額などについての記憶が曖昧であり、申立期間に係る国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金加入手続がなされた時期は、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿の記録等から、昭和52年6月であることが確認できるところ、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人には、申立期間以外にも未納期間が散見される上、申立期間は61か月と比較的長期間であるとともに、申立人と一緒に保険料を納付したとする申立人の夫も当該期間については未納となっており、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。